

連携学会シンポジウム2（全国社会保険労務士会連合会） 人事制度の変化とDX（リモート復職支援の事例より）

報告者：オフィスME 社会保険労務士事務所 代表 高野美代恵

社会保険労務士（社労士）が関与することが多い中小企業では、充実した産業保健体制がないため、労働者がメンタルヘルス不調などで健康を損ねて休業すると、職場復帰できずに退職に至ることが多い。社労士こそが、中小企業で不調をきたした労働者の適正処遇や就業支援に対して、人事労務や労働法務の専門性を活かして助言することを期待されているにもかかわらず、産業保健、医療、心理等の側面に自信が持てなかったり、また、たとえ関与先に助言してもそのとおりに実施されなかったり、といった難しさを感じている。本シンポジウムは、中小企業の支援の窓口・ハブとして社労士を位置づけ、その社労士を支える多職種専門家チーム（弁護士、産業医、社労士、保健師、心理士、人事経験者等）を構成することによって、いわば二段階の「リモート」で中小企業を支援する試みの報告であった。

最初に、小島健一氏（座長・弁護士）より、多職種チームによる「リモート」での支援と社労士から助言を受けた中小企業における確実な実施を共に可能にするべく、①標準化されたルールやプロセス、定型化された書式や面接シナリオ等の支援ツールを提供しており、メンバーの多くが実際に利用している「高尾メソッド」（高尾総司 岡山大学）を活用したこと、及び②中小企業であっても、すでに普及しているEメールやWord等のシンプルなIT環境を活用するだけで、外部専門家の濃厚で継続的な支援を受けられるDX体制を構築しうることについて説明された。

多職種による専門家チームから示された見解の中で特に印象に残ったものを以下に示す。

復職支援において、社労士が企業に対して助言や指導をする役割は、専門領域である労務管理の視点である。また、社労士をハブとして各専門家（専門家チーム）や人事担当者が適切に連携することで、会社側は少人数の人事担当者でも十分に運用することができる。

社労士から専門家チームへのEメールやWord等によるケース共有（なお、固有名詞を消して、専門家チームが企業や個人を特定できないように配慮している。）は、会社側及び従業員側の情報を同時に文字情報で得ることができるため、客観的に双方の主張の相違を確認したうえで、各専門家の意見交換ができるというメリットがある。また、メール、Wordを利用したことによって、意見交換において時間の制約がなく、専門家は全国から柔軟に参画できることもメリットとして挙げられる。このようなプロセスで作成された返信ドラフトや面接シナリオは、当該ケースに即した支援ツールとなった。

最後に、社労士の関わることの多い中小企業が産業保健サービスの提供を受けることができる体制づくりは、全国社会保険労務士連合会が目指す「人権尊重経営」にも通ずると指定発言者である石倉正仁氏（全国社会保険労務士連合会参与）より総評を頂いた。

本シンポジウムには、専門家チームのメンバーから、小島健一氏（弁護士）、前園健司氏（弁護士）、奈良井理恵氏（産業医）、中野祐子氏（社労士）、高野美代恵（社労士）、北澤邦彦氏（企業人事）、榎本正己（心理職）が参加した。